

飯山市ツキノワグマ誘引防止対策支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、集落等へのツキノワグマの出没による人身被害及び農作物被害を防止するため、ツキノワグマの誘引防止対策として行う樹木の伐採又はトタン巻き（以下「伐採等」という。）に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯山市補助金等交付規則(昭和36年飯山市規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる樹木（以下「補助対象樹木」という。）は、飯山市内に生えている樹木であって、次に掲げるものとする。ただし、営利を目的として栽培されている又は栽培されていた樹木は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 柿
- (2) 栗
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が伐採を必要と認める樹木

2 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象樹木の伐採等をするものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 伐採等を行う樹木の概ね100メートル以内に人が居住する住宅があること。
- (2) 補助金の交付を受けようとするものと樹木の所有者が異なる場合は、樹木の所有者から同意を得ていること。
- (3) 樹木を伐採する場合は、伐採事業者等へ委託して行うものであること。
- (4) 樹木を伐採する場合は、樹木を根元から伐採すること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、市内に住所を有する個人又は集落等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 樹木の所有者又は当該所有者から同意を得て補助金の交付の対象となる事業を行うものであること。
- (2) 市税等を滞納していないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率等は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、国、県又は他の団体の補助金等を受けて行う事業については、補助対象経費の額から当該補助金等の額を控除した額を補助対象経費の額とする。

(交付申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、飯山市ツキノワグマ誘引防止対策支援補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、同項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 樹木及び樹木の本数を証明する写真及び位置図
- (2) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (3) 補助金の交付を受けようとするものと樹木の所有者が異なる場合は、樹木の所有者の

伐採等に関する同意書（様式第 2 号）

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第 6 条 規則第 6 条の規定による決定の通知は、飯山市ツキノワグマ誘引防止対策支援補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により行うものとする。

（実績報告）

第 7 条 規則第 12 条第 1 項の規定による実績報告は、飯山市ツキノワグマ誘引防止対策支援補助金実績報告書（様式第 4 号）により行うものとし、同項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費の支払いに係る領収書又はその写し

(2) 事業の着手前及び完了後が確認できる写真

（補助金の額の確定）

第 8 条 規則第 13 条第 1 項の規定による補助金等の額の確定の通知は、飯山市ツキノワグマ誘引防止対策支援補助金交付額確定通知書（様式第 5 号）により行うものとする。

（交付請求）

第 9 条 規則第 14 条の 3 の補助金等交付請求書は、飯山市ツキノワグマ誘引防止対策支援補助金交付請求書（様式第 6 号）によるものとする。

（再申請の制限）

第 10 条 この要綱による補助金の交付の決定を受けたもの（当該補助金の交付の決定を受けたものが個人の場合は、当該個人と住民基本台帳上の同一世帯に属する者を含む。）は、当該交付の決定を受けた日の属する年度においては、再び当該補助金の申請をすることはできないものとする。

（補則）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(別表) (第4条関係)

補助対象経費	補助率	補助限度額等
補助対象樹木を伐採するため、伐採事業者等に支払う委託料（伐採した樹木の搬出費及び処分費を除く。）	補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）以内	樹木1本につき3万円を限度とし、伐採する樹木は、5本を限度とする。
補助対象樹木にトタン巻きを行うための資材の購入費		資材の購入は、3万円を限度とする。

(様式第 1 号) (第 5 条関係)

飯山市ツキノワグマ誘引防止対策支援補助金交付申請書

年 月 日

飯山市長 あて

住 所
申請者 氏名 (名称) 印
電 話 番 号

飯山市ツキノワグマ誘引防止対策支援補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、この補助金の交付の審査に必要な範囲内で、申請者の市税等の納付状況について、職員が閲覧することに同意します。

記

樹木の種類、本数 及び実施する作業	樹木の種類	本数	実施する作業
	柿	本	☐ 伐採 ☐ トタン巻き
	栗	本	☐ 伐採 ☐ トタン巻き
		本	☐ 伐採 ☐ トタン巻き
補助対象経費 (見込額)	円		
補助金交付申請額	円		
備 考			

添付書類

- (1) 樹木及び樹木の本数を証明する写真及び位置図
- (2) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (3) 補助金の交付を受けようとするものと樹木の所有者が異なる場合は、樹木の所有者の伐採等に関する同意書

(様式第 2 号) (第 5 条関係)

伐採等に関する同意書

年 月 日

住 所
樹木の所有者 氏名 (名称) 印
電 話 番 号

私は、私が所有する樹木について、飯山市ツキノワグマ誘引防止対策支援補助金を活用して伐採等することに同意します。

樹木の種類、本数 及び実施する作業	樹木の種類	本数	実施する作業
	柿	本	☐ 伐採 ☐ トタン巻き
	栗	本	☐ 伐採 ☐ トタン巻き
		本	☐ 伐採 ☐ トタン巻き
樹木の所在地			

(様式第3号) (第6条関係)

飯山市ツキノワグマ誘引防止対策支援補助金交付決定通知書

飯山市指令 第 号
年 月 日

様

飯山市長 印

年 月 日付で申請のあった飯山市ツキノワグマ誘引防止対策支援補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付の可否 可 ・ 不可

2 交付決定額 金 _____ 円

3 不可の理由

(様式第4号)(第7条関係)

飯山市ツキノワグマ誘引防止対策支援補助金実績報告書

年 月 日

飯山市長 あて

住 所
申請者 氏名(名称) 印
電 話 番 号

年 月 日付飯山市指令 第 号で交付決定のあった飯山市ツキノワグマ誘引防止対策支援補助金について、事業が完了したので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

樹木の種類、本数 及び実施した作業	樹木の種類	本数	実施した作業
	柿	本	☐ 伐採 ☐ トタン巻き
	栗	本	☐ 伐採 ☐ トタン巻き
		本	☐ 伐採 ☐ トタン巻き
作業実施日			
補助金交付決定額	円		
補助対象経費の実績額	円		

添付書類

- (1) 補助対象経費の支払いに係る領収書又はその写し
- (2) 事業の着手前及び完了後が確認できる写真

(様式第 5 号) (第 8 条関係)

飯山市ツキノワグマ誘引防止対策支援補助金交付額確定通知書

飯山市達 第 号
年 月 日

様

飯山市長 印

年 月 日付で提出のあった飯山市ツキノワグマ誘引防止対策支援補助金実績報告書について審査した結果、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

交付決定通知年月日	年 月 日
交付決定額	円
交付確定額	円
交付決定額と 交付確定額の差額	円

(様式第6号)(第9条関係)

飯山市ツキノワグマ誘引防止対策支援補助金交付請求書

年 月 日

飯山市長 あて

住 所
申請者 氏名(名称) 印
電 話 番 号

年 月 日付飯山市達 第 号で補助金の額の確定のあった飯山市ツキノワグマ誘引防止対策支援補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	
支 店 名	
預 金 種 別	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
フリガナ	
口 座 名 義	